

荒川区競争入札等参加者における区内業者の認定基準

平成24年12月10日制定
(管 理 部 長 決 定)
平成28年3月15日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、荒川区競争入札等参加者選定要綱(平成17年9月30日付け17荒経契第124号)第2条第4号に規定する区内業者の認定基準を定めることにより、競争入札事務等の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 区内業者とは、荒川区契約事務規則(昭和39年荒川区規則第8号)第7条の2に規定する資格審査サービス(以下「資格審査サービス」という。)に登録し、かつ、荒川区(以下「区」という。)を申請先自治体としている事業者であって、次の各号に定めるものをいう。

(1) 区内本店業者

本店所在地を荒川区内(以下「区内」という。)に登録しており、かつ、次条に掲げる要件を全て満たすもの

(2) 区内支店業者

区内に支店又は営業所を有し、代表者から委任を受けて資格審査サービスで代理人設定に登録しており、及び次条に掲げる要件を全て満たすもの

(認定要件)

第3条 区内業者の認定を希望する事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、第5号に掲げる要件は、建設工事等に係る事業者についてのみ適用する。

(1) 第4条に掲げる書類を全て区に提出していること。

(2) 建物の所有権又は賃借権を事業者が有していること。

(3) 建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。ただし、複数の事業者が事務所に同居する場合であって、簡易的な間仕切り等のみで仕切られている形態は、当該要件に該当しない。(事務所を住宅として併用している場合は、調査の上、総合的に判断する。)

(4) 営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、責任者が存在し常駐していること。ただし、頻繁に不在の状態となる場合、配置人員が他の事務所等と兼務している場合、配置人員が単に取り次ぐだけの連絡員である場合及び電話が転送されている場合は、当該要件に該当しない。

(5) 登録業種に係る専任の技術者を常駐で配置していること。

専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務し専任で配置すること(建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号)

(6) 電子入札サービスを利用するために必要な電子計算機器等のほか、事務等を執り行える什器、備品、複写機、通信機器等が具備されていること。

(7) 電子証明書を所持し、電子入札サービスへ接続を行えること。

- (8) 公共料金(電気料金、電話料金、インターネット料金)の支払を、事業者が行っていること。(事務所を住宅として併用している場合は、調査の上、総合的に判断する。)
- (9) 事業者が資格審査サービスに登録している代表者(区内支店業者にあっては、代理人。以下「代表者」という。)の印を常備していること。
- (10) 区内に営業拠点を有してから1年以上経過していること。

(提出書類)

第4条 区内業者としての認定を希望する事業者は、前条第2号から第10号(建設工事等に係る事業者を除く事業者にあつては前条第5号を除く。)までに定める要件を全て満たした後、次に掲げる書類を区に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類については、区内支店業者のみが提出し、第7号に掲げる書類については、建設工事等に係る事業者のみが提出することとする。

- (1) 区内業者認定に係る調査申請書(別記様式第1号)
- (2) 区内業者の営業実態に関する調査票(別記様式第2号)
- (3) 本店又は支店の所有権又は賃借権を事業者が有することを確認できる書類(自社所有の場合は不動産登記の登記事項証明書等の写し、事務所等を賃借している場合はその賃貸借契約書等の写しを提出すること。)
- (4) 本店又は支店の電気料金、電話料金及びインターネット料金に係る請求書、領収書等の写し
- (5) 営業を開始したことを確認できる書類(法人設置・設立届出書(東京都都税条例施行規則(昭和25年東京都規則第126号。以下「東京都規則」という。)の第32号様式(乙)その1)、区を所管する都税事務所の発行する事業開始等申告書提出済証明書、異動届出書(東京都規則の第32号様式(乙)その2)、個人事業の開業・廃業届出書の写しのいずれか1つ)
- (6) 支店に係る法人住民税(均等割)を納付したことを確認できる書類(支店に係る法人住民税(均等割)を含む領収書又は納税証明書、均等割額の計算に関する明細書(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式別表4の3)の写し)
- (7) 建設業の許可申請書、営業所一覧表及び専任技術者証明書(受付印が押印されているもの)の写し
- (8) 建設工事等競争入札参加資格審査受付票又は物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(資格審査サービス上で印刷し、代表者印を押印すること。なお、印鑑登録証明書の添付は不要とする。)

(実態調査)

第5条 区は、第4条に掲げる書類をすべて受領した後、本店又は支店に対し、実態調査を行うことができる。なお、実態調査に当たり、事業者に対して事前連絡は行わないものとする。

- 2 実態調査は複数の区職員で行うこととし、応対者が本店又は支店の従業員であることを確認後、実態調査を開始するものとする。
- 3 実態調査時に、区職員は、調査の結果判断について言及しないものとする。
- 4 区は、第1項から前項までの規定による実態調査を行っても、なお本店又は支店の実態が確認し難い場合は、前条に掲げる書類以外の疎明資料の提出を求め、再度実態調査を行うことがある。

(認定及び通知)

第6条 区は、第4条の規定により提出された書類及び前条の実態調査に基づき、区内業者としての認定又は不認定を決定する。

2 区は、前項の認定又は不認定の決定を行った後、その結果について本店又は支店の代表者あてに通知するものとする。なお、不認定とした場合においては、その理由を通知書に明記することとする。

(要件不備事項の改善)

第7条 前条により不認定となった事業者のうち、区内業者としての認定を再度希望する者は、認定要件を全て満たすよう改善を行った上で、区内業者認定に係る再調査申請書(別記第3号様式)により、区に申請することができる。

2 区は、前項の申請を行った事業者に対し、必要に応じ改善事項に関する確認書類の提出を求め、第5条に基づく実態調査を再度行った上、前条の規定に基づき認定及び通知を行うこととする。

(継続調査)

第8条 区は、区内業者として認定を行った後も、継続的に区内業者の認定基準に関する調査を行い、認定基準を満たしていない状態である場合又は認定基準を満たしていることが確認できなかった場合は、区内業者としての認定を取消すものとする。

(法令違反等に対する措置)

第9条 第4条の規定により区に提出された書類、第5条の規定により実施した実態調査及び前条に規定する継続調査において、虚偽若しくは不正等が確認された場合又は関係法令等に違反して本店又は支店が設置されたことが明らかになった場合は、荒川区入札等参加停止措置要綱(平成17年5月6日付け17荒経契第16号)に基づき、入札等参加停止措置を行うものとする。

2 前項による措置期間中は、区内業者としての認定を留保することとする。

(移転又は閉鎖等の届出)

第10条 区内業者として認定した事業者が、当該本店又は支店を移転、閉鎖又は事務所の形態を変更した場合は、区内業者の移転・閉鎖等届出書(別記第4号様式)により遅滞なく区に届け出なければならない。

2 前項により届け出があった本店又は支店の移転先が区内である場合、当該事業者は、新たな本店又は支店について第4条第2号から第5号までの書類を区に提出しなければならない。

3 区は、前項に規定する書類を受領後、第5条に規定する実態調査を行うこととする。

附 則

この基準の制定に伴い、建設工事等競争入札参加者の荒川区内支店等の認定基準(平成21年10月5日管理部長決定)及び物品買入れ等競争入札参加者の荒川区内支店等の認定基準(平成22年12月6日管理部長決定)は廃止する。

附 則

この基準は、平成28年3月15日から施行する。ただし、施行日前に資格審査サービスで区を申請先自治体としている事業者のうち、本店所在地を区内に登録している事業者については、施行日から平成28年9月30日までの間は、改正後の基準第4条及び第5条に規定する手続きを経ることなく、改正後の基準第6条の規定による認定を受けたものとみなし、改正後の基準の規定を適用する。

区内業者の営業実態に関する調査票 記入要領

(1) 現状に基づく記入

記入日現在の状況で記入してください。

(2) 1 枚目

受付番号

指名参加登録の受付票の番号を記入してください。「工事」と「物品」の両方に登録のある場合は、欄内に2段書きしてください。

建設業の許可を有する事業者のみ次の項目に記入してください。建設業の許可を有さない事業者は、記入不要です。

1) 区内本店又は支店に配置している技術者

資格名称（監理技術者等の名称及び建築工事業、土木工事業等の業種）も合わせて記入してください。

2) 区内本店又は支店の建設業許可番号

3) 区内本店又は支店の許可業種

該当する業種に を付けてください。

区内本店又は支店の案内図

区内本店又は支店の所在地の周辺図または主要な駅等からの案内図を記入してください。パンフレット等に記載がある場合は、パンフレット等の添付に代えても構いません。

(2) 2~4 枚目

建物の全景写真

玄関や出入口側から、建物の全体が分かる写真を貼付してください。

事務所の出入口の写真

会社名を表示した看板等と一緒に写るように撮影した写真を貼付してください。

事務所内部の写真

事務所内の什器等の状況が分かる写真を貼付してください。できるだけ従業員が執務中の写真をお願いします。

電子証明書を所持し、電子入札サービスへの接続を確認できる写真

事務所の風景が写るようにパソコン及び電子証明書を使用して、電子入札サービスへログイン後の画面を写した写真を貼付してください。

代表者印を常備していることが確認できる写真

白紙に代表者印を押印し、その印影と代表者印の印面がともに見える写真を貼付してください。

その他参考となる写真等

上記の写真以外に、本店等の営業実態が分かる写真等がありましたら貼付してください。会社のパンフレットを添付していただいても結構です。

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

所在地

会社名

代表者

印

区内業者認定に係る調査申請書

当社が荒川区内に設置し、入札参加資格を取得した本店又は支店について、区内業者として認定を受けたいので、荒川区競争入札等参加者における区内業者の認定基準に基づく調査を申請します。

別記第2号様式(第4条関係)「区内業者の営業実態に関する調査票」と共に提出してください。

別記第2号様式(第4条関係)

区内業者の営業実態に関する調査票							
				作成年月日	年 月 日		
				作成担当者所属			
				氏名			
				電話番号			
受付番号			商号または名称				
本店所在地	〒 -		都道 市区 丁目 番 号 府県 町村 番地				
荒川区と契約する支店の名称 区内支店業者のみ記載			支店の所在地 区内支店業者のみ記載	〒 -	荒川区 丁目 番 号		
区内本店又は支店の責任者	職名 氏名		区内本店又は支店に配置している技術者	職名・資格 氏名			
区内本店又は支店の人員配置		事務系従業員 人、技術系従業員 人、その他() 人 計 人					
区内本店又は支店の設置年月日	年 月 日		区内本店又は支店の営業時間及び定休日				
区内本店又は支店の代表者印の常備 どちらかに	有 無		区内本店又は支店での電子入札サービスへの接続の可否 どちらかに	可 不可			
区内本店又は支店の建設業許可番号	国土交通大臣 東京都知事		区内本店又は支店の許可業種	01 / 51 土	08 / 58 電	15 / 65 板	22 / 72 通
	特 - 般 -			02 / 52 建	09 / 59 管	16 / 66 ガ	23 / 73 園
工事業者のみ記入	第 号		工事業者のみ記入	03 / 53 大	10 / 60 夕	17 / 67 塗	24 / 74 井
				04 / 54 左	11 / 61 鋼	18 / 68 防	25 / 75 具
				05 / 55 と	12 / 62 筋	19 / 69 内	26 / 76 水
				06 / 56 石	13 / 63 ほ	20 / 70 機	27 / 77 消
				07 / 57 屋	14 / 64 しゅ	21 / 71 絶	28 / 78 清
区内本店又は支店の案内図							

受付番号		商号または名称	
区内本店又は支店の建物の全景写真		年 月 日撮影	
区内本店又は支店の事務所の出入口の写真 (社名がわかるように、看板を入れる)		年 月 日撮影	
		2枚目 / 4枚中	

受付番号		商号または名称	
区内本店又は支店の事務所内部の写真 (従業員の執務風景、事務機器等が確認できるもの)		年 月 日撮影	
区内本店又は支店で電子証明書を所持し、 電子入札サービスへの接続を確認できる写真 (事務所の風景が写るようにパソコン及び電子証明書を使用して、 電子入札サービスへログイン後の画面を写した写真)		年 月 日撮影	
3枚目 / 4枚中			

受付番号		商号または名称	
区内本店又は支店で代表者印を常備していることが確認できる写真(白紙に代表者印を押印し、その印影と代表者印の印面がともに見える写真)			年 月 日撮影
その他参考となる写真等			年 月 日撮影

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

所在地

会社名

代表者

印

区内業者認定に係る再調査申請書

貴区からの荒川区競争入札等参加者における区内業者の認定基準に基づく調査結果を受け、認定要件を全て満たすよう以下のとおり改善を行いましたので、区内業者認定に係る再度の調査を申請します。

改善内容

具体的に記入してください

別記4号様式(第10条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

所在地

会社名

代表者

印

区内業者の移転・閉鎖等届出書

貴区から区内業者として認定されている本店・支店について、以下のとおり変更がありましたので、届出をします。

変更内容 いずれかに をつけてください	移転・閉鎖・その他()
変更年月日	平成 年 月 日
移転後の本店又は支店の所在地 本店又は支店の移転先が荒川区内である 場合のみ記入してください	